



お取引先様 各位

建築確認審査の厳格化、長期化について

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

日頃は、格別のご愛顧を賜わり、ありがとうございます。

今回は、**本年 6 月 20 日より施行されます**、改正建築基準法及び建築士法に基づき導入されることになりました**「構造計算適合性判定制度」**についてご紹介させていただきます。

本制度は、今般の構造計算書偽装事件に対する再発防止策として、従来、建築主事または指定検査機関が行っていた建築確認審査の内、構造計算のチェックを今回新設の**「構造計算適合性判定機関」**に委託し、より綿密かつ専門性の高い審査を行おうとするものです。

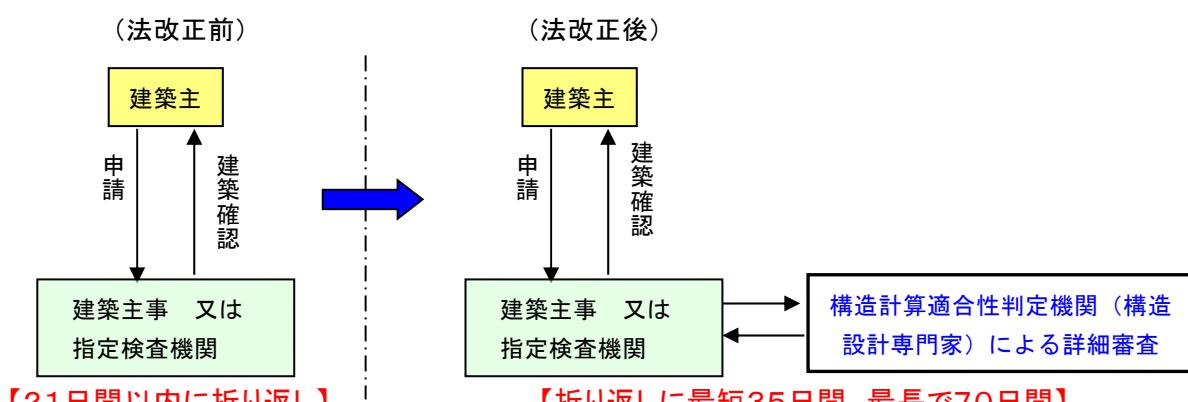
【適合性審査対象建築物】

構 造	階 数	軒 高	最 高 高 さ
鉄骨構造	4階建以上	9m以上	13m以上
鉄筋コンクリート構造	—	—	20mを越えるもの
木構造	—	9m以上	13m以上

【改正に伴う建設設計画への影響】

- ① 適合性判定期間が追加されることで、従来 21 日間以内と規定されていた建築確認申請の**審査期間が最短で 35 日間、最長で 70 日間必要**となります。
- ② 適合性判定に必要な審査費用の増加に伴い、**建築確認申請費が大幅に増額**されます。
(20 万円／件以上増額の見込み)

【建築確認申請における審査フロー】



お取引先様におかれましては、本改正を考慮されて確認申請に必要な期間を確保していただくと共に、計画段階で早めに当社にご相談ください。当社は法改正に伴う建設工程への影響を最小限にできるよう、今後とも短納期で適正な設計品質の実現に注力し、お客様の要望にお応えしてまいります。

豊かで潤いのある社会づくりに貢献する
総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック
ISO9001認証: MSA-QS-706
<http://www.ciatec.co.jp>

担当: 本社営業部
TEL: 0897-37-5921
FAX: 0897-32-5979
E-mail: ctl@ciatec.co.jp